

**接待を伴う飲食店，その他の酒類の提供を行う飲食店等
に対する協力要請について
(令和2年7月20日から当面の間)**

接待を伴う飲食店，その他の酒類の提供を行う飲食店に対する協力要請

区域：宮城県全域 期間：令和2年7月20日から当面の間

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、「バーやクラブ等の接待を伴う飲食店」及び「その他の酒類の提供を行う飲食店」に対して、感染拡大予防ガイドラインを遵守するよう要請します。

【留意事項】

- ①「外食業の事業継続のためのガイドライン（一般社団法人日本フードサービス協会・一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会）」における「テーブルは、飛沫感染予防のためにパーティションで区切るか、できるだけ2m（最低1m）以上の間隔を空けて横並びで座れるように配置を工夫し、カウンター席は密着しないように適度なスペースを空ける。」、「真正面の配置を避けるか、またはテーブル上に区切りのパーティション（アクリル板等）を設けるなど工夫する。」、「個室を使用する場合は、十分な換気を行う。」といった事項については、店舗面積にかかわらず適用されるものであること。
 - ②「社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会）」における「テーブルは、飛沫感染予防のためにパーティションで区切るか、できるだけ2m（最低1m）以上の間隔を空けて横並びで座れるように配置を工夫し、カウンター席は密着しないように適度なスペース（できるだけ2mを目安に（最低1m）確保するよう努める）を空けるまたはパーティションで区切るなど工夫する。」、「真正面の配置を避けるか、またはテーブル上にできるだけ区切りのパーティション（アクリル板等）を設けるなど工夫する。」、「個室を使用する場合は、十分な換気を行う。」といった事項については、店舗面積にかかわらず適用されるものであること。
- ◆「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」及びガイドライン遵守を行うための支援（持続化補助金）については、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策HP（<https://corona.go.jp/>）をご覧ください。

ガイドラインを遵守していない飲食店の利用自粛の協力要請

区域：宮城県全域 期間：令和2年7月20日から当面の間

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、県民に対して、「バーやクラブ等の接待を伴う飲食店」及び「その他の酒類の提供を行う飲食店」のうち感染拡大予防ガイドラインを遵守していない飲食店の利用自粛の協力を要請します。

- 県民の皆様には、改めて対策の基本である「三つの密」の回避の徹底をお願いします。
- また、事前に電話やホームページ等で飲食店の感染拡大予防ガイドライン遵守状況を確認するなど、飲食店が実施する感染予防策の確認等をした上で、感染防止等を徹底するなど特に注意して下さい。

(参考) 宮城県HP「県内団体による独自ガイドライン等について」

<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/covid19-guidline.html>